

【小田原市国民健康保険 保険証に同封した案内文「国民健康保険証に関するQ & A」の訂正について】

先日発送しております、令和3年8月1日からご使用いただく新しい保険証の案内文「国民健康保険証に関するQ&A」の内容（Q1）に一部誤りがありました。正しくは、下記のとおりです。（訂正箇所には○をつけています）。ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。

※すでに国民健康保険を脱退された方に届いてしまう場合がありますが、行き違いですのでご容赦ください。

※お送りしております国民健康保険証に誤りはありません。

令和3年7月21日
小田原市保険課

＜訂正箇所＞

国民健康保険証に関するQ & A

保険証に関して特にお問い合わせの多い内容についてのお知らせです。

Q1 今回届いた保険証の有効期限が短いのですが、なぜですか？

A1 次の事由に該当する方は、保険証の有効期限が令和5年7月31日より前になっています。

○昭和21年8月2日から昭和(23)年7月31日生まれの方

⇒有効期限は75歳の誕生日の前日です。

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するため、75歳の誕生日までに新しい保険証を郵送します。

○昭和26年8月2日から昭和(28)年7月1日生まれの方

⇒有効期限は70歳の誕生日の月末（1日生まれの方は誕生日の前月末）です。

70歳の誕生日の翌月1日から、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に変わります。70歳の誕生月の翌月1日までに新しい保険証を郵送します。

○外国籍で在留期間満了日が2021年8月1日から(2023)年7月29日までの方

⇒有効期限は、在留期間の満了日の翌日です。在留期間更新後に、新しい在留カードと保険証をお持ちのうえ、市役所や住民窓口で手続きをしてください。

＜お問い合わせ先＞

小田原市保険課 国民健康保険係
電話 0465-33-1845